

令和5年
(2023)

年末の交通安全市民運動 実施要綱

一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

期間

令和5年12月1日(金)から12月10日(日)までの10日間

※ 市内一斉啓発日は12月1日(金)

当日は、午前7時50分から8時20分まで、名鉄一宮駅西側広場及びコンコースにて交通安全街頭啓発活動を実施します。

目的

年末は、師走特有の慌ただしさから、運転者や自転車利用者の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。

また、この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、視認性の悪い日没後の時間帯と職場や学校等からの帰宅時間帯が重なることにより、夕暮れ時から夜間の交通事故の危険性が高まります。さらに、忘年会等の飲酒の機会が増えることから飲酒運転による交通事故の増加も懸念されます。

そこで、年末の交通安全市民運動を下記の運動の重点により一宮市民総ぐるみで展開し、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。



運動の重点

- 1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
及び 歩行者の安全の確保
- 2 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

令和5年 広報重点

- ◆ ドライバー 画面見ないで 前を見て
- ◆ 手を上げよう あなたを守る 意思表示
- ◆ 手にスマホ 耳にイヤホン 事故のもと

**ストップ・ザ
交通事故** 高めようモラル
守ろうルール

年間スローガン

『交通事故絶滅』を願って、
市民一人ひとりが交通安全を心掛けよう

サブスローガン

実践しよう 交通安全スリー^{エス}S運動

Stop (ストップ)	赤信号はストップ、一時停止場所でストップ、飲酒運転をストップ
Slow (スロー)	高齢者や子どもを見たら速度を落とすスローな運転
Smart (スマート)	全ての人に対して思いやりをもった、スマートな運転

運動の重点施策

一宮市および一宮市交通安全都市推進協議会の各実施機関・団体は、運動の重点をふまえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進します。

■重点1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び歩行者の安全の確保

- 1 視界が悪くなる夕暮れ時と夜間の交通事故を防止するため、明るい服装の着用や、反射材用品の視認効果の周知と活用の実践を促進する。
- 2 夕暮れ時における自動車・自転車の「ライト・オン運動」を実践する。
(12月の点灯目安時刻は16時。特に17時から19時は、“魔の時間”)
- 3 歩行者は「信号を守る」「横断歩道を利用する」など交通ルールの遵守徹底を図る。
- 4 歩行者は、道路を横断時には手を挙げて、ドライバーと意思疎通を図る「ハンド・アップ運動」の実践を促進する。
- 5 通学路や子どもが日常的に集団で移動する経路における見守り活動を推進する。

夜間は反射材を
身につけよう



■重点2 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

- 1 運転中のスマートフォン使用の危険性の周知と罰則について広報する。
- 2 横断歩行者妨害違反の危険性を周知し、「横断歩道における歩行者優先」の徹底を図る。
- 3 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策について広報する。(運転免許証の自主返納を支援しています。P4をご覧ください。)
- 4 運転者に対する運転前後の酒気帯びの有無の目視やアルコール検知器を用いた確認を行うとともに、業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導を徹底する。
- 5 地域ぐるみで「飲酒運転四(し)ない運動」を徹底するとともに、「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成を図る。
- 6 「カチッと100!」を合言葉に、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用を必ず声掛け・確認してからの出発を促進する。

令和5年12月1日より
安全運転管理者等による
「アルコール検知器を使用した
酒気帯びの有無の確認」が
義務化されます



■重点3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 1 全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化をふまえた着用の徹底に向けた広報啓発を更に推進する。(市では、全年齢の方にヘルメット購入費用の補助を実施しています。)
- 2 夕暮れ時の早めの灯火点灯と反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上を図る。
- 3 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進走行の禁止など、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を図る。
- 4 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルールの遵守徹底を図る。

特定小型
原動機付自転車
(電動キックボード等)
について



令和5年7月1日 道路交通法の改正

新しい車両区分

「特定小型原動機付自転車」が規定

- ・16歳以上は免許がなくても運転可能
- ・16歳未満は運転禁止
- ・公道を走行するには、
 - ① 保安基準に適合
 - ② 自賠責保険(共済)への加入
 - ③ ナンプレート取り付けが必要

■重点4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

- 1 毎月1日の「一宮市交通安全デー」や、10日・20日・30日の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。
- 2 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。
- 3 運転中や歩きながらのスマートフォン等の危険性について周知しあう。

運動の進め方

市や教育委員会、学校、地域交通安全会、各事業所、警察署、その他の各実施機関・団体は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。

また、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。



各実施機関・団体の運動計画

■一宮市

1 広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。

(市民協働課)

2 いちのみや出前一聴の利用促進PR

町内会や老人クラブ等に対して、いちのみや出前一聴(「交通事故に遭わないために」「知ってる?守ってる?自転車の交通ルール」)の利用を促進し、交通事故の現状と対策等の話や、自転車の正しい乗り方について指導し、交通安全意識の高揚を図る。

(市民協働課)

3 交通安全資材等の配布

チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通安全の促進を図る。

(市民協働課)

4 道路環境の保全

通行の妨げになっている道路にはみ出した民地の樹木等の適切な管理を依頼し、安全な道路環境の保全を図る。

(道水路管理課)

5 高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブなどの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。

(福祉総務課・障害福祉課・高年福祉課)

6 保育園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナーの基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働きかける。

(保育課)

■教育委員会

1 学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないように、児童生徒に対し交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

2 公民館における交通安全の啓発や事業の実施

公民館事業に参加する地域住民に対し交通安全運動の啓発をするとともに、交通事故防止に関する事業を実施するよう公民館に働きかける。

(生涯学習課)

■学 校

1 児童生徒に交通ルールの周知徹底

低学年ほど事故に遭う危険が高い状況から、正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

2 自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備不良車は使用させないようにする。

3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

4 地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換や連携を密にする。

■事業所など

1 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう努める。

朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

2 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し交通安全意識の高揚を図る。

3 企業内ドライバーの運転マナーの向上

企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

■地域交通安全会

1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。

2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。

3 地域の交通安全決起大会など地域に即した活動を実践し、交通安全意識の高揚を図る。

4 地域が一体となって「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

■幼稚園、老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

園児や会員が事故に遭わないように、組織を通じ交通安全運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

■国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検ならびに障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。

■警察署

1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

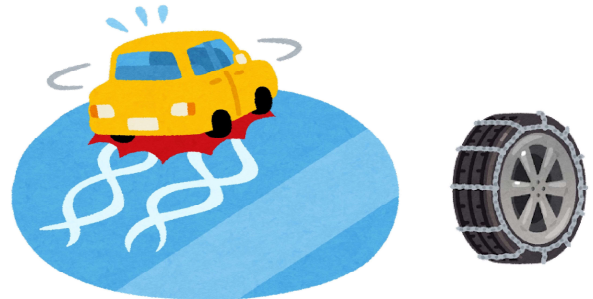
チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

2 飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化

飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。

3 違法駐車取締り強化

違法駐車は交通の妨げになるばかりでなく交通事故の原因になるため、その取締り強化を図る。



令和6年の交通安全市民運動期間一覧

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ● 春の交通安全市民運動期間（全国一斉） | 4月 6日（土）～ 4月15日（月） |
| ● 夏の交通安全市民運動期間（県内一斉） | 7月11日（木）～ 7月20日（土） |
| ● 秋の交通安全市民運動期間（全国一斉） | 9月21日（土）～ 9月30日（月） |
| ● 年末の交通安全市民運動期間（県内一斉） | 12月 1日（日）～12月10日（火） |

トピックス

運転免許証の
自主返納を支援します。



ウェブサイト
←愛知県警察
市民協働課→



【申請受付・問合せ】
市民協働課
（本庁舎6階）
0586-28-8671

対象者

返納時に、一宮市に住民登録をしている70歳以上の方で、有効期限内のすべての運転免許証を自主返納される方

支援内容

- ・ICカード「manaca」または、一宮市iバス回数券（どちらも2,000円相当分）
- ・交通安全啓発品

申請方法

- ①一宮警察署、尾西幹部交番、木曾川幹部交番のいずれかで、免許証返納の手続きをする。
※返納できる日時、運転経歴証明書の発行に必要なもの等は、愛知県警察ウェブサイトで確認してください。
- ②返納日から60日以内に、市民協働課、総務管理課（尾西庁舎）、総務窓口課（木曾川庁舎）のいずれかで、警察署で受け取った「申請による運転免許の取消通知書」と、「取消された運転免許証」または「運転経歴証明書」を提示。